

基本方針2 防犯体制の整備

(1) 地域における防犯活動の推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的、持続的な防犯活動により、地域の連帯感と防犯意識を高め、市民、事業者、関係機関等が連携・協力して、地域の防犯力を高めながら、地域の実情に応じた取組をさらに推進します。

■関連するSDGs



① 自主防犯組織に対する支援等

地域の自主的な防犯活動が活発かつ積極的に行われるよう、自主防犯組織の支援や情報提供を行います。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」機運を高め、活動の定着と拡充を図るため、防犯活動に貢献した市民や団体を表彰するなど担い手の確保等にも取り組めます。

取組項目-52	自主防犯組織の設立・育成支援と防犯活動の促進 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	自治協力団体を単位とした自主防犯組織の設立・育成及び活動の支援を行い、地域の防犯意識の高揚や効果的で継続的な自主防犯活動の促進を図る。					
計画値等	自主防犯組織の団体数（団体）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	139	155	163	171	179	179
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-53	自治協力団体等が開催する防犯研修の支援 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	自治協力団体等が開催する防犯研修会に対し、防犯協会や加須警察署と連携し、地域における犯罪特性や対処方法など学ぶ機会の充実を図る。					
計画値等	防犯研修会への支援回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	17	30	30	30	30	30
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：26）

取組項目-54	地域防犯推進委員による防犯活動の促進 【防犯啓発事業】					
取組内容	自治協力団体の推薦を受けた方に対し地域防犯推進委員を委嘱し、地域防犯推進委員による地域安全週間に合わせた街頭キャンペーン等の活動を実施する。また、各地区の班長を構成員とする地域防犯推進連絡協議会を開催し、防犯活動の促進及び防犯体制の強化を図る。					
計画値等	地域防犯推進委員の防犯活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	6	6	6	6	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：6）

取組項目-55 新規	自主防犯活動団体等に対する表彰等の実施 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	長年にわたり防犯パトロールを実施し、安全・安心な地域づくりに貢献した団体及び個人を表彰することにより、功績をたたえとともに、活動意欲を向上させ、自主防犯活動の活性化を図る。					
計画値等	市感謝状表彰規程に基づく感謝状及び地域防犯推進委員功労表彰の贈呈者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	24	20	20	20	20	20
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-56 新規	自主防犯活動を補完する新しい防犯活動の推進 【防犯啓発事業】					
取組内容	地域防犯活動は息の長い活動が重要であり「できる人ができる時にできることから」を基本に、ペットの散歩やウォーキング・ジョギング等の中で地域の目を増やす、ながら防犯活動を推進する。					
計画値等	ながら防犯活動の周知等の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

② 事業者、関係団体による防犯活動

市内の事業者や団体の事業、活動を生かした地域の防犯活動を推進するため、防犯協会や警察と連携し、活動の働きかけや連携した防犯活動を促進します。

取組項目-57	商工会による防犯活動の促進【商工団体等振興支援事業】					
取組内容	店舗や事業所に防犯チラシ等を配布し、防犯啓発意識の向上を図るとともに、店舗や事業者による地域内の見守り活動等の防犯活動を促進する。					
計画値等	防犯対策チラシ等の配布回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	2	2	2	2	2
担当課	産業振興課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	商工会					

取組項目-58	民間青色防犯パトロール活動の促進【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	市のほか、民間団体においても青色回転灯を装着した車両によるパトロールに取り組んでいただけるよう防犯研修会等の支援を行い、防犯活動の促進を図る。					
計画値等	民間の青色防犯パトロール設立団体数（団体）※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	5	6	7	8	9
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-59	コンビニエンスストアとの連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、コンビニエンスストア内における犯罪（万引き等）の防止及び店外に集団で寄り集まっている者等への声かけ、特殊詐欺等の被害防止活動を促進する。					
計画値等	防犯活動協力店舗率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	コンビニエンスストア、防犯協会、加須警察署					

取組項目-60	金融機関防犯協力会との連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、金融機関防犯協力会による、年金支給日等の特殊詐欺等の未然防止や犯罪予防警戒活動を促進する。					
計画値等	年金支給日街頭キャンペーン回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	6	6	6	6	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	金融機関防犯協力会、防犯協会、加須警察署					

取組項目-61	販売防犯連絡協議会との連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、販売防犯連絡協議会の会員による、犯罪防止や非行防止、万引き防止等の啓発活動を促進する。					
計画値等	非行防止等の防犯活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	9	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	販売防犯連絡協議会、防犯協会、加須警察署					

取組項目-62	自転車防犯協会との連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、自転車防犯協会による、自転車の防犯登録推進キャンペーンや施錠、ツーロックによる自転車盗被害防止活動を促進する。					
計画値等	自転車防犯登録推進等のキャンペーン活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自転車防犯協会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：2）

取組項目-63	郵便局による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	郵便局との包括連携協定に基づき、関係機関と連携し、防犯情報を提供するなど、特殊詐欺等の被害防止や子どもの見守り等の防犯活動を促進する。					
計画値等	防犯情報の提供・活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	郵便局、防犯協会、加須警察署					

取組項目-64	民生委員・児童委員協議会による防犯活動の促進 【民生委員・児童委員活動推進事業】					
取組内容	民生委員・児童委員及び主任児童委員の訪問活動時における、防犯や悪質商法等による被害の防止等の声かけなどの活動を実施する。					
計画値等	民生委員・児童委員等の年間活動延べ日数（日）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	26,608	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
担当課	地域福祉課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	民生委員・児童委員協議会					

取組項目-65	農業団体による防犯活動の促進 【担い手育成支援事業】					
取組内容	農作業時における、児童・生徒の登下校時間帯の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	農業団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	農業振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	農業団体					

取組項目-66	女性団体による防犯活動の促進 【女性人材育成事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、女性団体による児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	女性団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	人権・男女共同参画課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	女性団体					

取組項目-67	老人クラブによる防犯活動の促進 【老人クラブ支援事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、老人クラブによる児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	老人クラブにおける防犯パトロール活動等実施団体の割合（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	35.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
担当課	高齢介護課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	老人クラブ					

取組項目-68	ライフライン事業者等との連携による防犯活動の促進 【あんしん見守りサポート事業】					
取組内容	加須市あんしん見守りサポート事業に提携しているライフライン事業者等により、子ども、高齢者、障がい者等の見守り活動を実施する。					
計画値等	あんしん見守りサポート事業協力事業者数（者）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	54	58	59	60	61	62
担当課	地域福祉課、各総合支所市民福祉健康課					
関係課	高齢介護課、障がい者福祉課、子育て支援課					
関係機関等	関連事業所					

③ 市・防犯協会による防犯活動

防犯協会や警察と連携し、市職員等による防犯活動を推進します。

取組項目-69	市職員による防犯パトロールの実施					
取組内容	市全職員で、各小学校の通学路を中心とした、青色回転灯装着車両による安全安心パトロールによる見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための啓発を実施する。 また、公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で市内に外出する際に職員によるパトロールを実施する。					
計画値等 ①	全職員による青色防犯パトロール実施日数（日） 【全職員による青色回転灯パトロール事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	213	200	200	200	200	200
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
計画値等 ②	道路・水路、建築、公園パトロール時に併せた通学路パトロールの回数（回） 【道路維持管理事業、水路維持管理事業、特定行政庁等建築行政事業、公園維持管理事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	87	102	102	102	102	102
担当課	道路課、治水課、建築課、まちづくり課、各総合支所農政建設課					

取組項目-70	防犯協会による防犯パトロールの実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯協会において、広報設備装着車両による防犯パトロール・防犯広報を実施する。					
計画値等	防犯協会パトロール車両による防犯パトロール・防犯広報回数（回） ※週2回×4週×12月					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	77	96	96	96	96	96
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会					

④ 地域防犯活動の連携等

各主体の防犯活動が効果的かつ的確に展開されるよう、連携を強化し、地域が一体となった防犯活動が行われるための体制の充実に努めます。

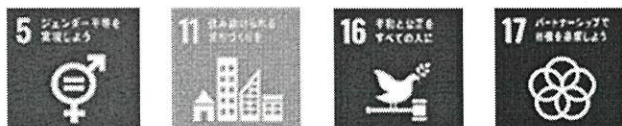
取組項目-71 新規	防犯のまちづくり推進協議会など地域総ぐるみによる防犯体制の強化 【防犯のまちづくり推進計画進行管理事業】					
取組内容	防犯のまちづくり推進協議会を通じて、地域の防犯情報等を共有するなど、市、市民、事業者、関係機関・団体等と連携し、防犯体制の強化を図る。					
計画値等	防犯のまちづくり推進協議会の開催回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自主防犯組織、老人クラブ、防犯関連事業所、防犯活動団体、加須警察署等					

取組項目-72	《再掲：取組項目-16》「減らそう犯罪の日」（10月11日）一斉パトロール等の推進 【防犯啓発事業、自主防犯活動育成・支援事業、全職員による青色防犯灯パトロール事業、かぞホッとメール配信事業】					
取組内容	埼玉県防犯のまちづくり推進条例が定める「減らそう犯罪の日」（10月11日）に市内一斉に防犯活動を実施するなど、市内全体で防犯意識啓発を図る。					
計画値等	「減らそう犯罪の日」（10月11日）にちなんだ活動をした自主防犯組織の活動率（%）※活動をした組織数／自主防犯組織数					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自主防犯組織、防犯関連事業所、防犯活動団体、防犯協会、加須警察署					

(2) 子どもの見守り体制の推進 重点

子どもに対する声かけなどの不審者事案は重大な事件のきっかけになることもあり、早い段階で対応することが必要です。子どもの犯罪被害を未然に防止するため、子どもを見守る地域づくりに向けて、引き続き関係団体等と連携し、登下校時等の見守り活動を推進します。

■関連するSDGs



① 見守り活動等の促進

地域ぐるみで子どもの安全を確保するため、各主体による地域での見守り活動等により監視の目を強化します。

取組項目-73	学校応援団やスクールガード・リーダーによる防犯活動の実施 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	市内全域において、学校応援団やスクールガード・リーダーによる登下校時の児童・生徒の見守り活動を行い、子どもたちの安全を守る。					
計画値等	市立各小・中学校の学校応援団登録者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4,167	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
担当課	学校教育課					
関係課	市立小・中学校					
関係機関等	学校応援団、スクールガード・リーダー					

取組項目-74	「子ども110番の家」の普及・促進 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	登下校時における不審者等による被害から、児童・生徒の安全を確保するため、地域や警察との連携を図り、児童・生徒が一時的に避難できる場所「子ども110番の家」を設ける。また、子どもの110番の家に防犯に関するチラシ等を配布し、児童・生徒を見守る活動の更なる強化を図る。					
計画値等	「子ども110番の家」軒数（軒）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,308	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
担当課	学校教育課					
関係機関等	子ども110番の家、加須警察署					

取組項目-75 新規	防災行政無線を活用した下校時の見守り活動の促進 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	市民等による下校時等の児童・生徒の見守り活動を促進するため、防災行政無線で夕方4時または5時に児童の声による見守りのお願いを放送する。					
計画値等	児童の声による見守り放送を行う地域（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担 当 課	学校教育課					
関係課	危機管理防災課、市立各小・中学校					

取組項目-76	子どもを見守る工事現場事業の実施 【子どもを見守る工事現場事業】					
取組内容	市発注工事の請負業者の協力が得られ、安全に実施可能と判断できる工事現場を対象に、子どもたちへの声かけ等を行うとともに、必要に応じて不審者情報を警察に通報する。また、「子どもを見守る工事現場」であることの看板を設置する。					
計画値等	子どもを見守る工事現場実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30.6	32.0	32.5	33.0	33.5	34.0
担 当 課	管理契約課					
関 係 課	建設工事発注課（都市整備部各課、上下水道部各課、各総合支所農政建設課）					
関係機関等	工事請負業者					

取組項目-77	健康づくりウォーキングを活用した防犯活動の促進 【健康スポーツ推進事業】					
取組内容	日常的に行われているウォーキングを通した子どもの見守り活動を促進するため、ウォーキング大会において、子どもの見守り活動への協力を依頼する。					
計画値等	ウォーキング大会での防犯活動協力依頼回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	14	14	14	14	14
担 当 課	スポーツ振興課					
関係機関等	各地域・各地区スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：10）

取組項目-78	《再掲：取組項目-5》あいさつ運動を通じた防犯意識の向上 【あいさつふれあい推進事業】					
取組内容	教育機関・地域・行政機関等が一体となり、市を挙げて推進している「加須市あいさつ運動」を通じて規範意識の高揚を図るとともに、地域における絆が弱まっている現状において地域防犯力の向上を図る。					
計画値等	キャンペーン等の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	10	10	10	10	10
担当課	学校教育課					
関係機関等	あいさつ運動推進委員会					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：5）

取組項目-79 新規	《再掲：取組項目-56》自主防犯活動を補完する新しい防犯活動の推進 【防犯啓発事業】					
取組内容	地域防犯活動は息の長い活動が重要であり「できる人ができる時にできることから」を基本に、ペットの散歩やウォーキング・ジョギング等の中で地域の目を増やす、ながら防犯活動を推進する。					
計画値等	ながら防犯活動の周知等の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-80	《再掲：取組項目-63》郵便局による防犯活動の促進 【防犯啓発事業】					
取組内容	郵便局との包括連携協定に基づき、関係機関と連携し、防犯情報を提供するなど、特殊詐欺等の被害防止や子どもの見守り等の防犯活動を促進する。					
計画値等	防犯情報の提供・活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	郵便局、防犯協会、加須警察署					

取組項目-81	《再掲：取組項目-65》農業団体による防犯活動の促進 【担い手育成支援事業】					
取組内容	農作業時における、児童・生徒の登下校時間帯の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	農業団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	農業振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	農業団体					

取組項目-82	《再掲：取組項目-66》女性団体による防犯活動の促進 【女性人材育成事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、女性団体による児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	女性団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	人権・男女共同参画課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	女性団体					

取組項目-83	《再掲：取組項目-67》老人クラブによる防犯活動の促進 【老人クラブ支援事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、老人クラブによる児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	老人クラブにおける防犯パトロール活動等実施団体の割合（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	35.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
担当課	高齢介護課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	老人クラブ					

取組項目-84	《再掲：取組項目-58》民間青色防犯パトロール活動の促進 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	市のほか、民間団体においても青色回転灯を装着した車両によるパトロールに取り組んでいただけるよう防犯研修会等の支援を行い、防犯活動の促進を図る。					
計画値等	民間の青色防犯パトロール設立団体数（団体）※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	5	6	7	8	9
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	民間青色防犯パトロール団体、防犯協会、加須警察署					

取組項目-85	《再掲：取組項目-69》市職員による防犯パトロールの実施					
取組内容	市全職員で、各小学校の通学路を中心とした、青色回転灯装着車両による安全安心パトロールによる見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための啓発を実施する。 また、公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で市内に外出する際に職員によるパトロールを実施する。					
計画値等 ①	全職員による青色防犯パトロール実施日数（日） 【全職員による青色回転灯パトロール事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	213	200	200	200	200	200
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
計画値等 ②	道路・水路、建築、公園パトロール時に併せた通学路パトロールの回数（回） 【道路維持管理事業、水路維持管理事業、特定行政庁等建築行政事業、公園維持管理事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	87	102	102	102	102	102
担当課	道路課、治水課、建築課、まちづくり課、各総合支所農政建設課					

(3) 防犯力を高める情報発信の充実

地域における防犯活動への理解促進を図るため、身近な犯罪等に関する情報提供を行うとともに、犯罪・防犯情報を迅速的確に伝達し、共有することで、市民一人ひとりの防犯力を高め、犯罪に対する抵抗性の強化を図ります。

また、犯罪・防犯情報の提供にあたっては、インターネットや広報紙等の多様な媒体を活用し、市民各層に広く伝わるように努めます。

■関連するSDGs



① メール等による犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信

市内の犯罪発生状況や犯罪被害防止などの防犯に関わる情報などを、メール等様々な媒体を活用し、正確でタイムリーに提供し、誰もが最新の情報に接する機会を提供します。

取組項目-86	犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信 【かぞホッとメール配信事業】					
取組内容	加須警察署・加須市・自治協力団体で締結した「犯罪情報の提供等に関する協定書」に基づく情報や犯罪被害防止のための情報など、市民等に対し迅速に発信する。 ※発信方法…かぞホッとメール、防災行政無線など					
計画値等 ①	情報発信の依頼から2時間以内にかぞホッとメールを配信した件数の割合(%)					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	77.5	100	100	100	100	100
計画値等 ②	かぞホッとメールによる防犯情報発信数(件)					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	40	50	50	50	50	50
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係課	危機管理防災課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

② 各種広報媒体による防犯情報の提供

犯罪の発生状況や犯罪の手口、防犯対策等の防犯情報が広く市民等に対し伝達され、情報の共有化を図ることにより、防犯力を高め犯罪の被害に遭わないよう呼びかけます。

取組項目-87	市による防犯情報の提供 【防犯啓発事業】					
取組内容 ①	市内や県内の犯罪の発生状況や犯罪に遭わないための対策等の情報を、広報紙や市ホームページ、SNSを通じて幅広い年齢層に向けて積極的に提供する。					
計画値等	犯罪情報等の広報紙・市ホームページへの掲載回数(回)					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	24	24	24	24	24	24
担当課	交通防犯課					
関係課	シティプロモーション課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					
取組内容 ② 新規	犯罪の発生状況等を掲載した「防犯チラシ」を発行し、市主催の会議等において積極的に情報提供するとともに、注意喚起・警戒を呼びかける。					
計画値等	防犯チラシの発行回数(回)					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係課	全課					

取組項目-88	防犯協会による防犯情報の提供 【防犯啓発事業】					
取組内容 ①	防犯協会において、犯罪の手口、防犯対策、地域安全活動事例などを掲載した「地域安全ニュース」を発行し、自治協力団体を通じて回覧を行い、防犯対策の必要性を市民に意識啓発し、防犯に関する知識の普及を図る。					
計画値等	地域安全ニュースの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	3	3	3	3	3
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					
取組内容 ②	防犯協会において、犯罪の発生状況等を掲載した「加須市防犯ニュース」を発行し、地域防犯活動団体等に積極的に提供するとともに、注意喚起・警戒を呼びかける。					
計画値等	加須市防犯ニュースの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組内容①

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：4）

基本方針3 防犯環境の整備

(1) 道路・公園等における安全対策

道路・公園等の防犯性の更なる向上や安全対策を強化し、犯罪の起こりにくい環境づくりを引き続き推進します。

■関連するSDGs



① 道路・公園等の防犯上の配慮

道路や公園などにおいて、見通しの確保や暗がりの解消など犯罪防止に配慮した整備や管理に取り組みます。

取組項目-89	防犯性の高い道路の整備・維持管理の推進【街路樹維持管理事業】					
取組内容	防犯に配慮し、道路上での見通しを確保するため、定期的に植栽の適切な剪定を実施する。					
計画値等	道路沿線にある植樹帯（低木）の剪定割合（％）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	道路課、各総合支所農政建設課					

取組項目-90	防犯性の高い公園の整備・維持管理の推進【公園維持管理事業】					
取組内容	防犯に配慮し、周囲からの視線が遮られることがないように見通しを確保し、死角とならないよう定期的に樹木の剪定を行うとともに、危険を回避できる明るさの確保のためのLED照明灯の設置・維持管理を実施する。					
計画値等 ①	植栽の剪定等を実施する公園の割合（％）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
計画値等 ②	水銀ランプ照明灯からLED照明灯への交換灯数（灯） ※					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	83	88	88	88	88	86
担当課	まちづくり課、各総合支所農政建設課					

※令和8年度 LED化率100%

取組項目-91	防犯性の高い水路の整備・維持管理の推進 【水路持管理事業】					
取組内容	防犯に配慮し、周囲からの視線が遮られないよう見通しを確保するため、農業用排水路沿いの雑草等の刈り払いを自治協力団体を中心とした受益者へ依頼し、実施する。					
計画値等	自治協力団体の雑草刈り払い実施の割合（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	治水課、各総合支所農政建設課					

(2) 防犯灯の設置推進等

夜間の犯罪等の防止及び交通事故防止を図るため、引き続き必要な箇所へのLED防犯灯の設置に加え、事業者等によるLED街路灯の整備を促進します。

■関連するSDGs



① 防犯灯の設置管理等

生活道路を中心に自治協力団体からの要望に基づいたLED防犯灯の設置や適切な維持管理を行うとともに、商店街へのLED街路灯の整備を促進し、犯罪者が嫌う、明るい環境を作ります。

取組項目-92	防犯灯の設置及び維持管理の推進 【防犯施設維持管理事業】					
取組内容	暗くて危険な箇所を解消するため、LED防犯灯を設置するとともに、既存LED防犯灯の維持管理を行う。					
計画値等	LED防犯灯新規設置数（基）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	91	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

取組項目-93	商店街のLED街路灯整備の促進【商店街共同施設支援事業】					
取組内容	商店街の賑わい創出や顧客の利便性向上を目的として、商店街が設置するLED街路灯の設置を支援し、犯罪の起こりにくい環境を整備する。					
計画値等	各商店街組合が管理する街路灯のLED化率（％） ※LED街路灯稼働基数/街路灯稼働基数					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	62.39	64	65	66	67	68
担当課	産業振興課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	商工会					

(3) 防犯カメラ等の設置推進等

地域の防犯力の向上に向けて、防犯活動を補完する防犯カメラの設置等により監視の目を確保するとともに、犯罪を企図する意志を減退させるため、防犯カメラが設置されている地域であることを周知し、犯罪の抑止効果を高めます。また、犯罪発生時には、警察等からの照会により画像の提供及び捜査へ協力を行い、被害拡大の防止に努めます。

■関連するSDGs



① 街頭防犯カメラの設置管理等

犯罪発生件数が多い場所などへの街頭防犯カメラの設置を行うとともに、防犯カメラの設置を希望する自治協力団体への支援を行うことで、犯罪発生を抑止します。

取組項目-94	防犯カメラの適正な設置及び維持管理等の推進【防犯施設維持管理事業】					
取組内容	犯罪発生を抑止効果のある防犯カメラの新規箇所への設置及び維持管理を推進する。また、街頭などに防犯カメラが設置されている地域であることを周知等する。					
計画値等	市による防犯カメラの設置基数（基）※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10	11	12	13	14	15
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

取組項目-95	自治協力団体による防犯カメラ整備の促進 【防犯施設維持管理事業】					
取組内容	地域での自主的な防犯活動を補完し、犯罪発生の抑止を目的として、自治協力団体が設置する防犯カメラに対して補助金を交付し、防犯カメラの整備を促進する。また、整備促進にあたっては、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図る。					
計画値等	自治協力団体による防犯カメラの設置基数（基）※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	2	3	4	5	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自治協力団体					

② ドライブレコーダーを活用した防犯対策 新規

録画中ステッカーを装着したドライブレコーダーを搭載した公用車を動く防犯カメラとして活用・周知することで、犯罪抑止力の強化を図ります。また、市内を走るドライブレコーダー搭載車が増加することにより、犯罪の抑止効果が期待できることから、ドライブレコーダーの搭載について市ホームページ等により広報啓発を行います。

取組項目-96	公用車へのドライブレコーダーの設置推進等 【車両管理事業、防犯啓発事業】					
取組内容	ドライブレコーダーを搭載した公用車を動く防犯カメラとして活用し、犯罪抑止力の強化を図るとともに、ドライブレコーダーの搭載について市ホームページ等により広報啓発を行う。					
計画値等	公用車へのドライブレコーダー設置割合（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	29	31	32	33	34	35
担当課	総務課、交通防犯課					

(4) 適切な住環境の整備

防犯性の高い住宅等の普及を促進するとともに、犯罪だけでなく様々な面で悪影響を及ぼす懸念がある空地や空家などの適正な管理に向けた対策を、引き続き推進します。

■関連するSDGs



① 住宅の防犯対策

各種広報媒体や防犯講話に加え、相談会などで住まいの防犯対策の情報提供を行い、住宅に対する防犯意識を高めます。

取組項目-97	住まいの防犯対策の推進【建築物耐震改修促進事業】					
取組内容	住宅の相談会等に併せ、防犯対策に関するパンフレットなどを配布、周知し、被害に遭いにくい住宅になるよう意識啓発を図る。					
計画値等	住まいの防犯対策や簡易防犯診断を周知するためのイベント実施回数（回）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	3	3	3	3	3
担当課	建築課					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：3）

取組項目-98 新規	《再掲：取組項目-47》住宅侵入盗被害を防止するための防犯部品等の普及啓発【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯性の高い建物部品や補助錠の普及、警察庁「住まいる防犯110番」の活用などについて広報及び啓発を推進する。自転車盗は犯罪であるという意識を高めるための広報・啓発活動や関係機関等と連携した防犯活動を推進する。					
計画値等	広報・啓発活動の回数（回）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

② 空地・空家等の適切な管理の促進

管理が行き届いていない空地、空家などについて、所有者等への指導等により、適正管理を促進します。

取組項目-99	空地の適正管理指導の実施【環境保全推進事業】					
取組内容	雑草等の繁茂により、近隣住民から相談のあった空地の所有者に対し、適正管理指導等を実施する。					
計画値等	雑草等が繁茂している空地等の所有者に対する適正管理指導実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	環境政策課、各総合支所地域振興課					

取組項目-100	遊休農地の把握と改善指導の実施【耕作放棄地解消事業】					
取組内容	農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施するとともに、遊休農地の所有者に対し、改善指導を行う。					
計画値等	農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地確認・農地パトロール等の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	13	13	13	13	13	13
担当課	農業委員会、各総合支所農政建設課					
関係機関等	農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）					

取組項目-101	空家等の適正管理指導の実施【空家等解消対策事業】					
取組内容	雑草等の繁茂により、近隣住民から相談のあった空家等の所有者に対し、適正管理指導等を実施する。					
計画値等	雑草等が繁茂している空地等の所有者に対する適正管理指導実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

(5) 学校、幼稚園、保育園等における安全対策 **重点**

児童・生徒の登下校時及び学校等施設内の子どもの安全確保のため、地域ぐるみで通学路の安全体制の整備を進めるとともに、防犯に配慮した学校等施設の適切な管理を推進し、防犯性の向上を図ります。

■関連するSDGs



① 通学路等における児童・生徒の安全確保

児童・生徒の通学路等の安全を確保するため、学校、PTA等による通学路等のパトロール活動を推進し、通学路等における防犯環境整備を引き続き推進します。

取組項目-102	通学路等パトロール活動の推進 【通学路安全対策事業】					
取組内容	教職員とPTAの連携による通学路のパトロールを行い、不審者から子どもたちを守る。さらに、通学路に潜む危険箇所を明らかにし、関係機関と連携して、子どもたちの安全を確保する。					
計画値等	市立各小・中学校教職員とPTAによる通学路パトロール活動実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	学校教育課					
関係機関等	市立小・中学校PTA、加須警察署					

取組項目-103	《再掲：取組項目-69》市職員による防犯パトロールの実施					
取組内容	市全職員で、各小学校の通学路を中心とした、青色回転灯装着車両による安全安心パトロールによる見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための啓発を実施する。 また、公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で市内に外出する際に職員によるパトロールを実施する。					
計画値等 ①	全職員による青色防犯パトロール実施日数（日） 【全職員による青色回転灯パトロール事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	213	200	200	200	200	200
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
計画値等 ②	道路・水路、建築、公園パトロール時に併せた通学路パトロールの回数（回） 【道路維持管理事業、水路維持管理事業、特定行政庁等建築行政事業、公園維持管理事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	87	102	102	102	102	102
担当課	道路課、治水課、建築課、まちづくり課、各総合支所農政建設課					

② 不審者からの安全確保対策

学校、幼稚園、保育園、その他子育て関連施設において、不審者の侵入による子どもへの犯罪被害の防止及び安全確保のため、防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備など、安全教育を引き続き推進します。

取組項目-104	市立小・中学校における不審者侵入防止対策の実施 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	不測の事態に、児童・生徒が安全な場所へ避難できるよう、防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市立小・中学校の防犯訓練実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	学校教育課					
関係課	市立小・中学校					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-105	市内幼稚園における不審者侵入防止対策の実施 【公立幼稚園管理運営事業】					
取組内容	不測の事態に、子どもたちが安全な場所へ避難できるよう、防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内幼稚園の防犯訓練実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	23	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係課	学校教育課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：100）

取組項目-106	教職員を対象とした防犯教室の実施 【学校いきいきステーション事業、公立幼稚園管理運営事業】					
取組内容	警察等と連携し、防犯教室を実施し、防犯に対する知識と技能を身に付け、子どもたちを守る体制を強化する。					
計画値等	市立幼稚園・小学校・中学校における教職員を対象とした防犯教室の実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	学校教育課、こども保育課					
関係課	市立幼稚園・小・中学校					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-107	市内保育所（園）における不審者侵入防止対策の実施 【公立保育所管理運営事業、民間保育所運営委託事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内保育所（園）の防犯訓練実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-108	市内放課後児童クラブにおける不審者侵入防止対策の実施 【公立放課後児童健全育成事業、民間放課後児童健全育成事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内放課後児童クラブの防犯訓練実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-109	市内子育て支援センターにおける防犯訓練の実施 【子育て支援センター事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内子育て支援センターにおける防犯訓練の実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	90	100	100	100	100	100
担当課	子育て支援課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-110 新規	市内児童館等における防犯訓練の実施 【子どもの居場所づくり事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内児童館等における防犯訓練の実施率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	子育て支援課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

③ 防犯に配慮した施設整備等の推進

学校、幼稚園、保育園、その他子育て関連施設の防犯性を確保するため、防犯に配慮し、子どもたちが安全に安心して教育・保育等が受けられる施設整備等を引き続き推進します。

取組項目-111	市立小・中学校施設の安全点検・管理の実施 【小学校管理運営事業、中学校管理運営事業】					
取組内容	各市立小・中学校での日常の安全点検等により、施設の防犯上の危険箇所を把握し、各市立小・中学校と連携して、適宜修繕を実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	教育総務課					
関係課	市立小・中学校					

取組項目-112	市内幼稚園施設の安全点検・管理の実施 【公立幼稚園管理運営事業】					
取組内容	市内各幼稚園において施設を点検の上、危険箇所を修理することで、安心して施設での生活が送れるようにする。					
計画値等	危険箇所修繕率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係課	学校教育課					

取組項目-113	市内保育所（園）施設の安全点検・管理の実施 【公立保育所管理運営事業、民間保育所運営委託事業】					
取組内容	市内保育所（園）において施設を点検の上、危険箇所を修理することで、安心して施設での生活が送れるようにする。					
計画値等	危険箇所修繕率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					

取組項目-114	市内放課後児童クラブの安全点検・管理の実施 【公立放課後児童健全育成事業、民間放課後児童健全育成事業】					
取組内容	安心して施設を利用できるよう、放課後児童健全育成事業者が各施設を点検の上、防犯上危険箇所の修繕を適宜実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課、各総合支所市民福祉健康課					

取組項目-115	市内子育て支援センターの安全点検・管理の実施 【子育て支援センター事業】					
取組内容	安心して施設を利用できるよう、各施設の安全点検や保守、防犯上危険箇所の修繕を適宜実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	子育て支援課、各総合支所市民福祉健康課					

取組項目-116 新規	市内児童館等の安全点検・管理の実施 【子どもの居場所づくり事業】					
取組内容	安心して施設を利用できるよう、各施設の安全点検や保守、防犯上危険箇所の修繕を適宜実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	子育て支援課					

第3次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画における取組項目一覧

基本方針1 防犯意識の向上	取組名	基本方針2 防犯体制の整備	取組名	基本方針3 防犯環境の整備	取組名
	1 地域安全・暴力排除推進大会の開催		30 自主防犯組織の設立・育成支援と防犯活動の促進		58 防犯性の高い道路の整備・維持管理の推進
	2 街頭キャンペーンの実施		31 自治協力団体等が開催する防犯研修の支援		59 防犯性の高い公園の整備・維持管理の推進
	3 幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施		32 地域防犯推進委員による防犯活動の促進		60 防犯性の高い水路の整備・維持管理の推進
	4 生涯学習講座における被害防止講座等の開催		33 自主防犯活動団体等に対する表彰等の実施		61 防犯灯の設置及び維持管理の推進
	5 あいさつ運動を通じた防犯意識の向上		34 自主防犯活動を補完する新しい防犯活動の推進		62 商店街のLED街路灯整備の促進
	6 地域のイベント等での啓発活動の実施		35 商工会による防犯活動の促進		63 防犯カメラの適正な設置及び維持管理等の推進
	7 防犯看板等の掲示		36 民間青色防犯パトロール活動の促進		64 自治協力団体による防犯カメラ整備の促進
	8 「減らそう犯罪の日」(10月11日)一斉パトロール等の推進		37 コンビニエンスストアとの連携による防犯活動の促進		65 公用車へのドライブレコーダーの設置推進等
	9 かぞホッとメール(安全安心情報)利用登録の促進		38 金融機関防犯協力会との連携による防犯活動の促進		66 住まいの防犯対策の推進
	10 市立小・中学校における防犯教育等の実施		39 販売防犯連絡協議会との連携による防犯活動の促進		67 空地の適正管理指導の実施
	11 市内幼稚園における安全教育の実施		40 自転車防犯協会との連携による防犯活動の促進		68 遊休農地の把握と改善指導の実施
	12 市内保育所(園)における安全教育の実施		41 郵便局による防犯活動の促進		69 空家等の適正管理指導の実施
	13 スポーツ少年団指導者母集団研修会を通じた防犯活動の推進		42 民生委員・児童委員協議会による防犯活動の促進		70 通学路等パトロール活動の推進
	14 青少年非行防止・万引き防止等の啓発活動の推進		43 農業団体による防犯活動の促進		71 市立小・中学校における不審者侵入防止対策の実施
	15 街頭補導活動等の実施		44 女性団体による防犯活動の促進		72 市内幼稚園における不審者侵入防止対策の実施
	16 非行防止教室の開催		45 老人クラブによる防犯活動の促進		73 教職員を対象とした防犯教室の実施
	17 敬老会での特殊詐欺等防止啓発の実施		46 ライフライン事業者等との連携による防犯活動の促進		74 市内保育所(園)における不審者侵入防止対策の実施
	18 ふれあいサロンでの特殊詐欺等防止啓発の実施		47 市職員による防犯パトロールの実施		75 市内放課後児童クラブにおける不審者侵入防止対策の実施
	19 老人クラブでの特殊詐欺等防止啓発の実施		48 防犯協会による防犯パトロールの実施		76 市内子育て支援センターにおける防犯訓練の実施
	20 消費生活センターにおける啓発等		49 防犯のまちづくり推進協議会など地域総ぐるみによる防犯体制の強化		77 市内児童館等における防犯訓練の実施
	21 犯罪被害者支援制度の周知		50 学校応援団やスクールガード・リーダーによる防犯活動の実施		78 市立小・中学校施設の安全点検・管理の実施
	22 こころの健康相談の活用促進		51 「子ども110番の家」の普及・促進		79 市内幼稚園施設の安全点検・管理の実施
	23 消費生活相談や市民相談の活用促進		52 防災行政無線を活用した下校時の見守り活動の促進		80 市内保育所(園)施設の安全点検・管理の実施
	24 市ホームページ等での啓発等		53 子どもを見守る工事現場事業の実施		81 市内放課後児童クラブの安全点検・管理の実施
	25 市民等への啓発等		54 健康づくりウォーキングを活用した防犯活動の促進		82 市内子育て支援センターの安全点検・管理の実施
	26 放置自転車の撤去		55 犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信		83 市内児童館等の安全点検・管理の実施
	27 住宅侵入盗被害を防止するための防犯部品等の普及啓発		56 市による防犯情報の提供		
	28 暴力団排除啓発の実施		57 防犯協会による防犯情報の提供		
	29 市による暴力団排除の実施				

※全取組(116項目)のうち、再掲(33項目)を除く。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の基本理念を実現するためには、市、市民、事業者及び土地建物所有者等がそれぞれの役割に応じた取組ができるよう、また、相互に連携、協力して取組を推進できるよう、取り組む必要があります。

これらに加えて、地域、警察などの関係機関・団体等とも連携を図ることにより、ソフト・ハード両面から防犯のまちづくりを総合的に推進してまいります。

(1) 各主体の役割

○市の役割

市は、防犯のまちづくりを推進するための必要な措置を講じるとともに、市民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関と連携を図り推進します。

○市民の役割

市民は、日常生活における自らの必要な防犯措置を講じるとともに、地域における防犯活動に自主的に取り組むよう努めなければなりません。また、市が実施する施策に協力するよう努める必要があります。

○事業者の役割

事業者は、事業者が所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら防犯のまちづくりのために必要な措置を講じるとともに、地域における防犯活動へ協力するよう努めなければなりません。また、市が実施する施策に協力するよう努める必要があります。

○土地建物所有者等の役割

土地建物所有者等は、土地建物所有者等が所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関し、自ら防犯のまちづくりのために必要な措置を講じるとともに、地域における防犯活動へ協力するよう努めなければなりません。また、市が実施する施策に協力するよう努める必要があります。

(2) 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会

市民の代表者、防犯関連事業所等の関係者、防犯活動団体等の関係者、関係機関の職員等で構成される「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証・評価するとともに、防犯のまちづくりに必要な事項等を審議します。

(3) 庁内推進体制

本計画に掲載した施策や取組も含め、防犯のまちづくりに関する施策等に関する部局の課長級職員で構成する「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員会」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって推進します

2 進行管理

本計画の進行管理の考え方については、「加須市やぐるまマネジメントサイクル」に基づき、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）に基づいて、進捗状況を毎年度点検・評価を実施します。

また、犯罪の発生状況や推進協議会等の意見等を踏まえながら、より効果的な事業の展開に努めてまいります。

資料編

○加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例

平成 22 年 3 月 23 日
条例第 122 号

私たちのまち加須市は、埼玉県東北部に位置し、恵まれた豊かな自然環境のもと、市民が安全で安心して生活できるようにするために、防犯のまちづくりを推進している。

本市では、防犯灯の整備促進をはじめ、青色回転灯による防犯パトロールや携帯電話の機能を活用し、市民に犯罪情報などを配信する「かぞホッとメール」、そして自治会による自主防犯パトロールなど、ハード・ソフトの両面から様々な防犯活動に取り組んでいる。

しかし、近年、自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪や空き巣などの侵入盗などが多発傾向にあり、私たちの日常生活を脅かしている。また、犯罪内容も多様化、凶悪化、低年齢化してきている。

このような犯罪を未然に防止するためには、市、市民、事業者、警察などの関係機関が連携を密にしながら協働し、犯罪を起こさにくい環境づくりが必要である。つまり、地域総ぐるみで様々な防犯活動に取り組み、犯罪者に「ここでの犯行は無理だ」と思わせるまちにする必要がある。

ここに、私たちは、地域住民や関係機関などと協働しながら犯罪の防止に力を合わせて更に取り組み、犯罪がなく誰もが住み続けたいような「安全で安心なまち加須市」を築くため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、防犯のまちづくりを推進するため、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の役割を示し、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 関係機関 埼玉県、市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を担い、密接な連携を図りながら協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進され、犯罪のない地域社会を実現することを基本理念として、推進するものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、防犯のまちづくりを推進するために、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識の高揚を図ること。
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- (3) 子どもを犯罪被害から守ること。
- (4) 安全な都市環境の整備を図ること。
- (5) 規範意識の高揚を図ること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 日常生活における安全の確保
- (2) 安全確保のために必要な防犯措置

(3) 地域における防犯活動への積極的な参加

(4) 防犯教育のための講演会、研修会等への参加

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域における防犯活動を推進するために必要な事項

2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりを推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業者が所有し、若しくは管理する施設又は事業活動に関し、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 事業活動における安全の確保

(2) 施設等の防犯対策

(3) 従業員への防犯意識の啓発

(4) 地域における防犯活動への協力

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域における防犯活動を推進するために必要な事項

2 事業者は、市が実施する防犯のまちづくりを推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の役割)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念に基づき、土地建物所有者等が所有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物に関し、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 安全確保のために必要な防犯措置

(2) 地域における防犯活動への協力

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域における防犯活動を推進するために必要な事項

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯のまちづくりを推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関と連携し、防犯のまちづくりを推進するための必要な施策について、総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(推進計画の策定)

第9条 市は、防犯のまちづくりを推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する

○加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会設置要綱

平成23年11月15日市長決裁

(設置)

第1条 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例（平成22年加須市条例第122号）第8条及び第9条の規定に基づき、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、加須市防犯のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の策定等を行うため、加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 防犯のまちづくりの更なる推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員26人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 民間企業、民間団体等の代表者
- (3) 市以外の関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境安全部交通防犯課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前の日前にこの要綱による改正前の加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会設置要綱第3条2項各号の規定により委嘱された協議会の委員は、この要綱による改正後の

加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会設置要綱第3条2項各号の規定により委嘱された委員会の委員とみなす。

○加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員会設置要綱

平成23年11月15日市長決裁

(設置)

第1条 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び進行管理並びにその他防犯施策の推進に関する協議を行うため、加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 推進計画の進行管理に関すること。
- (3) その他防犯施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には環境安全部長を、副委員長には環境安全部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、やむを得ない事情がある場合には、代理による出席を認めるものとする。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境安全部交通防犯課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

別表（第3条関係）

加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員

市民相談室長	
総合政策部	管理契約課長
総務部	総務課
	人権・男女共同参画課長
環境安全部	部長
	副部長
	環境政策課長
	交通防犯課
経済部	産業振興課長
	農業振興課長
こども局	子育て支援課長
	こども保育課長
福祉部	地域福祉課長
	高齢介護課長
健康医療部	健康医療推進課長
	いきいき健康長寿課長
都市整備部	まちづくり課長
	道路課長
	治水課長
騎西総合支所	地域振興課長
北川辺総合支所	地域振興課長
大利根総合支所	地域振興課長
生涯学習部	教育総務課長
	生涯学習課長
	スポーツ振興課長
学校教育部	学校教育課長
農業委員会	農業委員会事務局次長

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団を排除するための活動(以下「暴力団排除活動」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民の安全及び平穏な生活を確保し、並びに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除活動は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金等を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の連携協力の下に推進されなければならない。

2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動又は運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)と不適切な関係を有しないようにしなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の協力を得るとともに、埼玉県(以下「県」という。)及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利用することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(市の事業における措置)

第 6 条 市は、その公共工事その他の事業により暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等に対する支援)

第 7 条 市は、市民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第 8 条 市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団排除活動の推進に対する気運を醸成するため、集会の開催その他の啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(青少年に対する教育のための措置)

第 9 条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

(県への協力)

第 10 条 市は、県が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するものとする。

2 市は、県が実施する暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情

報を提供するものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 11 条 市は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する

第3次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画

令和4年●月発行

発行 加須市

編集 環境安全部 交通防犯課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話 0480-62-1111（代表）